

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
 - ・全国の取引先である市場や仲卸業者と、地元農業生産者・地方市場と連携し、販路拡大および付加価値の向上を目指します。具体的には地元産品の魅力発信のイベントや、ブランド力向上のための企画・開催の支援を行います。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・取引先とデータの共有できる出荷管理システムの導入を推進し、納品および検品の効率化・標準化を図ります。
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・共同配送の実施やリサイクル可能な資材の活用を通じて、CO₂排出削減に努めます。また、脱炭素に関する支援施策の情報や説明会を通じ、理解促進と実施に取り組みます。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・自社従業員への熱中症対策グッズの支給に加え、取引先の生産農家や運送事業者に対しても健康情報の提供し、安全性向上に向けた取り組みを実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- ・ 農業用資材費・燃料費の上昇時に対して、生産者と実態に即した協議を行い、合理的な価格転嫁に柔軟に対応します。また、年1回以上の協議を行い、契約条件は書面により明文化することを原則とします。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

- ・ 生産者・仕入先への支払いはすべて現金（銀行振込）での支払いを行います。手形は使用しておりません。支払サイトは最長でも15日以内の決済を原則としています。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

- ・ 商品開発・販売促進の協力等に関するノウハウやデザインの共有に際しては、生産者・取引先との合意の下、契約書を交わし、知的財産の尊重と保護に努めます。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

- ・ 受発注のリードタイムを確保し、急な出荷や納品依頼は行わず、生産者・運送業者の労働環境の負担を軽減する発注を徹底していきます。災害時には取引関係の継続を最優先に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 「ホワイト物流」推進運動に参加を予定し、運動の趣旨への賛同、および自社の更なる取り組みとして、共同配送や積載効率の向上に協力し、物流における環境負荷の軽減と業務改善を目指しています。
- ・ 取引先満足度調査を年1回実施し、取引の透明性・満足度の向上に努めます。

2025年5月29日

株式会社広瀬

代表取締役 廣瀬 智彦

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。